

別表 1 (第 1 条関係)

NO	離島患者等	定 義
1	がん患者	がん（悪性腫瘍、悪性新生物）と診断された者。
2	子宮頸がん予防ワクチン接種後に多様な症状をていしている患者	病院若しくは診療所の開設者又は医師から独立行政法人医薬品医療機器総合機構に、子宮頸がん予防ワクチンによる予防接種後副反応疑い報告が行われた者。 ただし、予防接種法等の救済制度申請で因果関係を否定された者を除く。
3	小児慢性特定疾病児童等	児童福祉法に基づき沖縄県が交付する小児慢性特定疾病医療受給者証を有する者。
4	指定難病患者	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき沖縄県が交付する特定医療費（指定難病）受給者証を有する者。
5	特定疾患患者	平成 13 年 3 月 29 日付け健疾第 22 号「特定疾患治療研究事業の実務上の取扱い」に基づき沖縄県が交付する特定疾患医療受給者証を有する者。
6	重度障害者（児）	身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則に定める身体障害者障害程度等級表の 1 級又は 2 級に該当する者。 沖縄県療育手帳制度規程により療育手帳の交付を受けている者で、その知的障害の程度が最重度（A 1）又は重度（A 2）に該当する者。 精神保健福祉法の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、その障害の程度が 1 級に該当する者。
7	新型コロナウイルス感染症患者等	新型コロナウイルス感染症と診断された者及び新型コロナウイルス感染の疑いがあり、検査を受ける者。
8	上記の患者の付添人	上記 1 から 7 までの離島患者等の親権を行う者、配偶者、扶養義務者、後見人、保佐人、補助人その他離島患者等を現に観護する者であって、島外医療施設への通院に同行し、支援する者。 なお、付添人は、離島患者等が未成年者、介護保険法における要介護者若しくは要支援者又は医師が通院のために必要であると認める者であって、村が付き添いを要すると認める者に限り、原則 1 名を対象とする。 ただし、村長が特にやむを得ない事由があると認めるときは 2 名までを対象とする。